

夏 「江戸のなぞなぞ 判じ絵展」 平成26年7月26日(土)~9月16日(火)

「判じ絵」は絵や文字に意味を隠し、その意味を当てさせる「ことば遊び」の一一種です。江戸時代に流行した判じ絵を中心、盛岡藩内でうまれた南部絵暦など、当時の人々が絵で表現した言葉の意味を謎とします！

「南部絵暦」より
「盛土」+「緒」+「蚊」
=盛岡

**秋 「あの日のあの時の盛岡4
～馬のいた風景～」**

平成26年10月26日(日)~12月7日(日)

馬産地として知られた岩手県には、馬の無病息災を願う「チャグチャグ馬コ」など馬に因んだ行事や信仰が数多く残されています。

馬がより身近だった時代の風景とともに、馬に関わる様々な資料をご紹介します。



冬 「館蔵資料展 ~花づくし~」

平成27年1月21日(水)~3月15日(日)

日本人に古くから親しまれ、愛されてきた桜を筆頭に、館蔵の南部家伝来の装束、絵画などから様々な「花」の姿をご紹介します。



※企画展はいずれも、歴史常設展示室の入場券でご覧いただけます。※タイトル・内容などは予告なく変更される場合があります。

資料閲覧をご希望のお客様へ

盛岡市中央公民館で所蔵しております盛岡藩及び南部家に関わる資料は、2011年7月1日に開館しました「もりおか歴史文化館」へ移管されております。

もりおか歴史文化館での、調査・研究のための資料閲覧（マイクロフィルム含む）は、事前予約制とさせていただいております。

資料閲覧をご希望の方は、「閲覧室の予約」、「特別利用申請書の提出」が必要となりますので、来館前に必ず電話（019-681-2100）にて事前にご予約いただきますようお願いいたします。ご連絡が無いままに来館されても対応しかねますのでご注意ください。

また、個人情報に係わる家系図調査及び美術品の鑑定などは承っておりませんので、その点も重ねてご理解いただきまますようお願いいたします。

ご利用案内

【開館時間】

4月~10月 9:00~19:00(2階展示室への入場受付は18:30まで)
11月~3月 9:00~18:00(2階展示室への入場受付は17:30まで)

【休館日】

毎月第3火曜日(祝・休日の場合は翌日)
年末年始(12月31日~1月1日)

【入場料】

1階は無料です。
2階展示室は下記の入場料が必要です。

	個人	団体(20人以上)
一般	300円	240円
高校生	200円	160円
小・中学生	100円	80円

- 次のいずれかに該当する方は、無料で入場できます。
 - 1.障がいをお持ちの方やその介護をなさる方(障がい者1人につき1人まで)。
 - 2.盛岡市内在住で65歳以上の方(証明書をご提示ください)。
 - 3.小・中学生のうち、盛岡市内在住または就学の方。
 - 盛岡都心循環バス「でんでんむし」の一日フリー乗車券(当日有効のものに限る)をお持ちの方は、団体料金で入場できます。



【鉄道】JR盛岡駅下車、徒歩約20分(開運橋~大通り経由)

【車】東北自動車道 盛岡IC/盛岡南ICからそれぞれ約25分

《盛岡駅からの交通案内》

○東口から「盛岡バスセンター」行き、または「でんでんむし」に乗車約10分。
「県庁・市役所前」下車、徒歩約4分

○東口からタクシーで約10分

もりおか歴史文化館

〒020-0023 盛岡市内丸1番50号
Tel:019-681-2100 Fax:019-652-5296
<http://www.morireki.jp/>



もりおか歴史文化館だより

4

Rekibunkan News Vol.

<2014.7.1 発行>

◆館長だより「ふたば」vol.4

◆館蔵資料紹介:新指定文化財「南部家伝来具足下着」2領

◆学芸トピックス「藩政期における盛岡城下の火災」

◆平成26年度インフォメーション

◆資料閲覧について



◆銀白檀塗合子形兜(桃山時代)

今話題の戦国武将 黒田孝高(官兵衛／如水、1546~1604)所用の兜。蓋付の容器である「合子」の形をした、戦国時代を代表する変わり兜である。また、「白檀塗」とは金箔や銀箔を施した上に、透き漆をかけた漆芸の技法の一種。

孝高は生前に黒田家の筆頭家老である栗山利安(1550~1631)にこの兜を与えた。その後、寛永9年(1632)に発生した黒田騒動(福岡藩のお家騒動)で、利安の子である栗山利章(1591~1652)が盛岡藩にお預け(江戸時代の刑罰)となった際にこの兜を持参したため、盛岡に伝來したといわれている。

栗山大膳の墓所は愛宕山中腹の法輪院址に、顕彰碑が恩流寺境内に建立されている。

【展示情報】

展示期間:2014年11月19日(水)~12月15日(月)/2015年1月2日(金)~1月4日(日)

場 所:2階歴史常設展示室

※資料保存のため、原資料の展示は2014年11月19日(水)~11月24日(月・祝)の6日間、2015年1月2日(金)~1月4日(日)の3日間となります。その他の期間は複製品の展示となります。

館長だより ひたば vol.4

もりおか歴史文化館は2011年7月1日に開館してから、無事3年目を迎えました。入館者は2014年6月現在で65万人を超え、これ多くの皆様に支えていただいたおかげと、改めて感謝を申し上げます。

昨年度は新企画として「畠中美耶子の館長講座」がスタートし、毎回定員を超えるお申込みをいただいております。少しでも岩手、盛岡の歴史と文化について興味・関心を深める機会となれば幸いです。もちろん今年度も継続的に開催してまいりますので、皆様ぜひご参加ください。

さて、今回の「歴文館だより」の表紙に掲載しました今話題の戦国武将 黒田官兵衛所用の「銀白檀塗合子形兜」が当館の所蔵であることはご存知でしょうか。現在、全国の博物館に巡回しておりますが、今年の10月ごろ当館に戻ってくる予定です。年内には原物を館内にて展示する予定ですので、楽しみにお待ちください。

これからも皆様に親しまれる館となるよう努めてまいりますので、ぜひ何度も歴文館へおでっておくれってくなんせ。



もりおか歴史文化館 館長 畠中美耶子

◆館蔵資料紹介

新指定文化財 南部家伝来具足下着 2領 (江戸時代後期～幕末)

金茶縫子地亀甲革入具足下着 1領 / 黒羅背板地亀甲散模様鎖入具足下着 1領

具足下着とは、甲冑の下に着用する衣装のことです。

2領とも江戸後期から幕末にかけての染織物の特徴をもった上質な生地や材料で作られたもので、表地と裏地の間の芯地には、防護のための亀甲型の革や板金、鎖などが丁寧に綴じ付けられ、金茶縫子地亀甲革入具足下着は3.4kg、黒羅背板地亀甲散模様鎖入具足下着は5.5kgと、重さのある実用的な作りとなっています。

所有者は不明ながら、南部家の道具帳である「御宝蔵御甲并御陣御道具類 御判帳」および「御宝蔵 御陣御道具帳」(文政11年(1828)成立)にこれらの資料を示すと考えられる記載が散見され、防護力を高めた具足下着を備えていたことは、盛岡藩の武装の特徴の一端を示すものとしても貴重な資料です。

このような防護力の高い大名家伝來の具足下着の現存例は全国的に見ても少ないとから、平成26年4月22日岩手県指定有形文化財に指定され、今回の指定により岩手県指定文化財総数は371件となりました。



金茶縫子地亀甲革入具足下着



黒羅背板地亀甲散模様鎖入具足下着

◆学芸トピックス「藩政期における盛岡城下の火災」

学芸員 小西治子

昨年度の冬に開催した企画展「南部火消の世界」に関連して、今回は盛岡城下で起こった火災についてご紹介します。

今年の春先は盛岡でも多くの火災が発生しました。長期間に渡り雨が降らず、空気が乾燥した状態が続いていることが原因と思われます。燃えやすい日本の家屋、特に江戸時代は茅葺屋根の家が多く、炎が飛び火してしまうと防ぐことは至難の業。盛岡藩も、江戸時代に火災で多くの被害がでています。

盛岡城下で起こった火災の中で、特に被害が大きかったのは安永7(1778)年4月10日の大火で、公儀への届け出によると焼失軒数は2,426軒と壊滅的な被害を受けています。この大火の様子を記した資料はいくつかありますが、江戸後期に盛岡藩士市原郡右衛門忠寄(篤焉)が編さんした『篤焉家訓』によるとハツ時(午後2時過ぎ)に夕顔瀬の片原町より出火した炎は、下臺の中居源右衛門家へ飛び火し、山伏小路、梨木町へと延焼。そこから上田小路、久慈町、材木町、横町、長町、仁王諸士町の北側、帷子小路、三戸町赤川を焼きつくし、さらに四ツ家町、八日町、本町、寺町、油町、大工町、下小路の御薬園(城中で使う薬草を栽培した場所)が焼失しています。炎は中津川を越え、加賀野春木場、御持筒町、そして妙泉寺を焼き、4月13日になってようやく下火になったと記されています。※資料に準じ、旧町名で記しています。

これらの様子から、炎は西風にあおられる形で延焼し、中津川左岸の河南一帯及び右岸の河北北部を焼き尽くしたこと分かれます。表1は、城下で起こった焼失軒数300軒以上の火災をまとめたものですが、江戸時代中期に現在の4月下旬から5月初旬にあたる時期に火災が多く発生しており、これらの火事も延焼している方向から西風が大きく影響している様子が窺えます。

皆様も火事にはくれぐれもご注意を!ちなみに平成24年度の盛岡広域市町村における火災の出火原因是1位放火・放火の疑い、2位ストーブ、3位こんろとなっています(「平成24年度版消防年報」より)。江戸時代も放火は多く、盛岡城下でも元禄15(1702)年に放火(『雑書』には「なけ火」と記載)が発生した際、放火犯を訴え出た者にご褒美として小判20両を与えるとのお触書をだしています(画像参照)。盛岡藩では、放火犯は市中引き回しの上、打ち首獄門と厳しい刑に処されており、放火は今も昔も決して許されない罪でした。

表1 城下盛岡で発生した主な火災

和暦	西暦	月日	事柄
享保14年	1729	4月3日	通称「酉年の大火」と呼ばれ、大沢川原新土手より出火し、河南方面へ延焼。家屋1,933軒が焼失した。
享保17年	1732	3月26日	水主町(現在の鉛屋町付近)より出火し、鉛屋町、上小路へ延焼。家屋305軒、寺社6ヶ所が焼失した。
安永7年	1778	4月10日	片原町より出火し、河南地域のほとんどが焼失。河北地区北部の外加賀野、浅岸方面まで延焼し、家屋2,426軒と寺社22ヶ所が焼失した。
文化3年	1806	2月22日	石町(穀町)より出火し、馬町、十三日町、肴町まで延焼。家屋541軒が焼失した。
慶応元年	1865	2月7日	厨川三ツ家より出火し、河北方面へ延焼。家屋1,200軒が焼失した。
明治17年	1884	11月4日	下の橋監獄より出火し、河南方面へ延焼。家屋1,432軒、寺社24ヶ寺、土蔵56棟、学校4校が焼失した。

※江戸時代の月日は全て旧暦

